広島市保育所等における医療的ケア児の受入れ等に係るガイドライン

令和８年９月

（一部改正）

広島市

はじめに

近年、医療技術の発展を背景に、新生児集中治療室等での長期入院後も引き続き痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とするこども（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。医療的ケア児及びその家族が、個々の心身の状況等に応じて適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、令和３年９月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）」が施行されました。この法律では地方公共団体の責務が明記され、医療的ケア児に対する保育体制の拡充等の措置を講じることが明記されました。

本市としても、保育所等での医療的ケア児の受入れについては重要な課題と認識しており、これまでも市内の保育所等で安全な環境を整えた上で医療的ケア児の受入れを行っておりましたが、医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、より安心で安全な環境を整えた上で受入れを行うために、ガイドラインを策定しました。

このガイドラインを活用し、保護者、保育所等、医療機関及び広島市の関係機関が協力をし、保育所等における医療的ケア児の受け入れ態勢を整えるとともに、保育所等への入所までの手続きの流れを明確にすることで、保育所等への入所を円滑に進め、安心安全な環境の中で健やかな成長ができるよう図っていきたいと考えています。

令和６年９月

広島市こども未来局幼保企画課・幼保給付課

目次

第１章　基本的事項
１　ガイドラインの目的……１
２　医療的ケアの内容……１
３　対象となるこども……２
４　医療的ケアの実施者……２
５　受入時間……２

第２章　入所（入園）までの手続き
１　【対象施設】保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業所、
事業所内保育事業所（地域枠）……３
２　【対象施設】公立認定こども園（幼稚園利用）……６

第３章　保育所等での生活と医療的ケアの実施
１　医療的ケア児の保育について……９
２　医療的ケアの実施体制について……１０
３　安全管理……１０
４　主治医との連携……１１
５　入所後の医療的ケア実施に係る手続きについて……１１
６　保護者の留意事項……１２

第１章　基本的事項

１　ガイドラインの目的

医療的ケア児の受入れに当たっては、それぞれのこどもの健康状態や医療的ケアの内容により対応が異なります。

このため、主治医、看護師等、保育所等職員がそれぞれの役割を明確にし、保護者と共に密に連携を取ることで、全てのこどもが健康で安全な生活を送ることができる環境を整えていくことが重要です。

本ガイドラインは、集団生活が可能であると市長が認めた医療的ケア児が保育所等※1において健康で安全な生活を送るために必要な事項を「広島市医療的ケア児受入等実施要綱」に基づいて示し、医療的ケア児の保育所等の円滑な利用を図ることを目的に作成しました。

※１　保育所等…保育所、公立認定こども園、私立認定こども園（保育利用）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）

２　医療的ケアの内容

保育所等で実施する主な医療的ケアの内容については次の表のとおりです。

これ以外の医療的ケアについては、安全に実施することが可能であると判断されたものを対象とします。

種　類	医療的ケアの内容	
喀痰吸引	口腔・鼻腔内、気管切開部	吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れて、鼻水・唾液・痰を取り除くことです。吸引しないと唾液が気管に入ったり、痰がつまることがあります。
経管栄養	経鼻、胃ろう、腸ろう	鼻や胃、腸にチューブを通して、流動食や水分を入れることです。 食べることが難しい人や、むせて肺炎になりやすい人が、安全に栄養をとるための方法です。
導尿	一部要介助・完全要介助	なんらかの原因で、尿が出せなくなったときに、尿が体の外に出るように、人工的に手助けすることです。
血糖管理	血糖値測定、インスリン注射	糖尿病などによりインスリンの分泌が十分でない場合、血液を少量採取し、血糖の測定を行います。結果に合わせて皮下注射などによりインスリンを補います。
酸素療法	酸素マスク、酸素カニューラ	なんらかの原因で、酸素が十分に取り込めない人のために、足りない酸素を補うことです。

３　対象となるこども

医療的ケア児が保育所等を利用するにあたっては、医療的ケア児の安全を確保する観点から、こどもの状況、集団生活への対応、主治医との協力関係などを保護者と保育所等で確認することが重要です。

このため、保護者が就労等で保育を必要とするこどものうち、次のすべての要件を満たしているこどもを対象とします。

①　集団生活への対応が可能であること。

ア　感染症による基礎疾患の悪化や合併症の発症等のリスクが低いこと。

イ　職員の見守りの中で、他のこどもとの集団生活が可能であること。（常にバイタルサインの確認※2が必要でないこと等）

※２　脈拍、呼吸、体温等の生命徴候の確認

ウ　集団生活を送ることが、医療的ケア児の健康への過度な負担とならない状況であること。

②　在宅で安定した生活をしていること。

ア　日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。

イ　症状の悪化が認められない、又は、回復傾向にあり、症状の悪化が予見されないこと。

③　医師との協力関係が可能であること。

ア　保護者や主治医の同意のもと、病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること。

イ　必要に応じて主治医等から医療的ケアの手技等の指導を受けられるなど、保育所等と主治医医療機関が連携できること。

４　医療的ケアの実施者

施設全体の衛生管理や健康管理を行う看護師とは別に、当該こどもの医療的ケアを実施するための専任の加配看護師又は准看護師（以下「加配看護師等」という。）が実施します。

５　受入時間

原則、保育所等の開園時間の範囲内において、加配看護師等が勤務している時間とします。

なお、受入れに当たっては、保護者と各保育所等で相談の上、実施することとします。

第２章　入所（入園）までの手続き

医療的ケアの実施が必要な場合、保育所等の受入れ準備のために、保育所等の見学や主治医との連携など、調整時間を十分に確保する必要があることから、できるだけスケジュールに余裕を持って進めていきます。

なお、手続きに必要な主治医の意見書等に係る費用は保護者の負担となりますのでご了承ください。

全体の流れ	
【対象施設】 ・保育所 ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 （地域枠）	１　事前相談、施設の見学・面談
	２　入所及び医療的ケア実施の申込み
	３　利用調整前面談
	４　広島市障害児保育審議会の開催
	５　医療的ケア実施の決定
	６　利用調整（入所選考）
	７　利用決定後面談
	８　医療的ケア実施についての通知
	９　医療的ケア実施の承諾

１　事前相談、施設の見学・面談

⑴　事前相談

・　入所に当たり、まず、保護者は主治医に集団生活が可能かどうかを相談します。

・　集団生活が可能と判断され、保育所等において医療的ケアの実施が必要な場合は、必ず事前に区福祉課へご相談ください。利用開始までの流れの説明と、お子様の健康状態の確認を行います。

⑵　施設の見学・面談

・　区福祉課に相談後は、入所を希望する保育所等に、必ず医療的ケアの実施が必要なことを伝えた上で、お子様と一緒に保育所等の見学を行ってください。

・　保育所等の職員は、お子様の状況及び実施する医療的ケアを確認します。

・　必要に応じて、区福祉課や主治医、保健師等と打ち合わせを実施し、情報を共有します。

２　入所及び医療的ケア実施の申込み

⑴　提出書類

保護者は、保育所等の見学後、希望する保育所等や入所希望時期を決定し、入所申込の締切日までに、申込み書類に加えて、以下ア～オを区福祉課に提出し、医療的ケアの実施を申し込みます。

ア　心身状況調査書

イ　医療的ケア実施申込書（以下「申込書」という。）

ウ　医療的ケアに係る調査票

エ　日常生活の状況に係る調査票

オ　医療的ケアに係る主治医意見書（以下「意見書」という。）

⑵　必要情報の共有

入所申込み及び医療的ケアの実施の申込みを受け付けた区福祉課は、受領したア～オの医療的ケアの実施に係る申込書類をこども未来局幼保企画課及び保育所等へ共有します。

３　利用調整前面談

入所申込み後は、お子様の受診日等の面談可能な日程を調整し、原則、主治医、保護者、入所を希望する保育所等、幼保企画課、区福祉課の五者で、お子様の状況、医療的ケアの内容、保育所等での集団生活における配慮事項等の確認のため面談を実施します。

４　広島市障害児保育審議会の開催

安心・安全に保育を実施するために、面談で聴取した情報に加えて、より幅広い意見を参考としながら検討することが望ましいことから、学識経験者・児童福祉施設の職員・医師で構成する「広島市障害児保育審議会」をこども未来局幼保企画課が開催し、お子様の状況や集団生活への対応、施設の環境等に関する意見の聴取や、医療的ケアの内容に関する重要な事項を調査審議し、受入可否の判断を行います。

なお、第１章２の表中に記載の医療的ケアについては、当該審議会の開催を省略することがあります。

５　医療的ケア実施の決定

広島市障害児保育審議会により受入可能と判断された場合、保育所等において実施する医療的ケアの内容等を記載した「医療的ケア実施決定通知書」をこども未来局幼保企画課から、保護者へ送付します。

また、写しを区福祉課及び保育所等へ送付します。

なお、この通知をもって入所が可能となるものではありません。

６　利用調整（入所選考）

通常の入所手続きと同じスケジュールで、広島市保育の実施等に関する要綱第５条に基づき利用調整（入所選考）を行い、選考結果を保護者及び保育所等に通知します。

なお、定員に空きがあり入所が可能となった場合であっても、加配看護師等を配置できるまでは保留（待機）となります。

７　利用決定後面談

加配看護師等の配置ができたら、区福祉課から保護者へ連絡します。また、お子様の受診日等にあわせて、主治医、保護者、保育所等（加配看護師等を含む。）の三者で面談を実施し、保育所等での医療的ケアについて主治医から指示を受けます。

面談実施後、保護者は、保育所等において加配看護師等が実施する医療的ケアについての医師からの指示内容及び緊急時の対応等を記載した「医療的ケアに関する指示書」（以下「指示書」という。）を保育所等へ提出します。

８　医療的ケア実施についての通知

保護者から指示書の提出を受けた保育所等は、保育所等における医療的ケアの実施内容・期間、緊急時の対応及びその他留意事項が記載された「医療的ケア実施開始通知書」及び保育所等において実施する医療的ケアの実施手順、準備物・留意点及び緊急時の対応が記載された「医療的ケア実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を作成し、保護者に対して保育所等で実施する医療的ケアについて十分説明した上で保護者に通知します。

９　医療的ケア実施の承諾

保護者は、実施計画書の内容について確認し、支障がなければ、「医療的ケア実施承諾書」を保育所等に提出します。支障がある場合は、保育所等と同意に向けて調整します。また、必要に応じて利用開始の時期を延期します。

全体の流れ	
【対象施設】 ・公立認定 こども園 （幼稚園利用）	１　事前相談、施設の見学・面談
	２　入園及び医療的ケア実施の申込み
	３　利用調整（入園選考）
	４　面談
	５　広島市障害児保育審議会の開催
	６　医療的ケア実施の通知
	７　医療的ケア実施決定後面談
	８　医療的ケア実施の承諾

１　事前相談、施設の見学・面談

・　入園に当たり、まず、保護者は主治医に集団生活が可能かどうかを相談します。
・　相談の結果、集団生活が可能と判断された場合は、入園を希望する公立認定こども園に、必ず医療的ケアの実施が必要なことを伝えた上で、お子様と一緒に公立認定こども園の見学を行ってください。
・　公立認定こども園の職員は、お子様の状況及び実施する医療的ケアを確認します。
・　必要に応じて、区福祉課や主治医、保健師等と打ち合わせを実施し、情報を共有します。

２　入園及び医療的ケア実施の申込み

⑴　提出書類

保護者は、公立認定こども園の見学後、希望する公立認定こども園や入園希望時期を決定し、入園申込の締切日までに、申込み書類に加えて、以下ア～ウを区福祉課に提出し、医療的ケアの実施を申し込みます。

ア　医療的ケア実施申込書（以下「申込書」という。）
イ　医療的ケアに係る調査票
ウ　日常生活の状況に係る調査票
エ　医療的ケアに係る主治医意見書（以下「意見書」という。）

⑵　必要情報の共有

入園申込み及び医療的ケアの実施の申込みを受け付けた区福祉課は、受領したア～ウの医療的ケアの実施に係る申込書類をこども未来局幼保企画課及び公立認定こども園へ共有します。

３　利用調整（入園選考）

通常の入園手続きと同じスケジュールで、広島市立幼保連携型認定こども園保育の実施に関する要綱第３条に基づき利用調整（入園選考）を行い、選考結果を保護者及び公立認定こども園に通知します。

なお、定員に空きがあり入園が可能となった場合であっても、加配看護師等を配置できるまでは保留（待機）となります。

４　面談

選考結果の通知後は、お子様の受診日等の面談可能な日程を調整し、原則、主治医、保護者、決定した公立認定こども園、幼保企画課の四者で、お子様の状況、医療的ケアの内容、公立認定こども園の集団生活における配慮事項等の確認のため面談を実施し、公立認定こども園での医療的ケアについて主治医から指示を受けます。

５　広島市障害児保育審議会の開催

安心・安全に教育を実施するために、面談で聴取した情報に加えて、より幅広い意見を参考としながら検討することが望ましいことから、学識経験者・児童福祉施設の職員・医師で構成する「広島市障害児保育審議会」をこども未来局幼保企画課が開催し、お子様の状況や集団生活への対応、施設の環境等に関する意見の聴取や、医療的ケアの内容に関する重要な事項を調査審議し、受入可否の判断を行います。

なお、第１章２の表中に記載の医療的ケアについては、当該審議会の開催を省略することがあります。

６　医療的ケア実施の通知

広島市障害児保育審議会により受入可能と判断された場合、公立認定こども園において実施する医療的ケアの内容等を記載した「医療的ケア実施決定通知書」をこども未来局幼保企画課から保護者へ送付し、写しを区福祉課及び公立認定こども園へ送付します。

７　医療的ケア実施決定後面談

加配看護師等の配置ができたら、区福祉課から保護者へ連絡します。また、お子様の受診日等にあわせて、主治医、保護者、公立認定こども園（加配看護師等を含む。）の三者で面談を実施し、公立認定こども園での医療的ケアについて主治医から指示を受けます。

面談実施後、保護者は、公立認定こども園において加配看護師等が実施する医療的ケアについての医師からの指示内容及び緊急時の対応等を記載した「医療的ケアに関する指示書」（以下「指示書」という。）を公立認定こども園へ提出します。

８　医療的ケア実施の承諾

保護者から指示書の提出を受けた公立認定こども園は、公立認定こども園における医療的ケアの実施内容・期間、緊急時の対応及びその他留意事項が記載された「医療的ケア実施開始通知書」及び公立認定こども園において実施する医療的ケアの実施手順、準備物・留意点及び緊急時の対応が記載された「医療的ケア実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を作成し、保護者に対して公立認定こども園で実施する医療的ケアについて十分説明した上で保護者に通知します。保護者は、実施計画書の内容について確認し、支障がなければ、「医療的ケア実施承諾書」を公立認定こども園に提出します。支障がある場合は、公立認定こども園と同意に向けて調整します。また、必要に応じて利用開始の時期を延期します。その後、正式な利用開始日が確定したら、公立認定こども園から区福祉課にその旨を情報提供し、区福祉課から保護者へ入園承諾の通知を行います。

第３章　保育所等での生活と医療的ケアの実施

１　医療的ケア児の保育について

⑴　慣らし保育

保育所等を利用することは、これまでの保護者との家庭での生活から、こども同士や職員との集団生活へと変わるため、新たな環境に慣れることが重要です。また、保護者と施設長、保育士（公立認定こども園（幼稚園利用）にあっては、保育教諭。以下同じ。）、加配看護師等とで医療的ケアの内容や方法を相互に確認することや、安全に過ごすための配慮事項やリスク等を踏まえた具体的な「個別支援計画」を立てることが必要となります。

そのため、できるだけ利用開始後一定の期間、短時間からの慣らし保育を行い、保育内容や医療的ケアの内容を保護者と保育所等で確認します。慣らし保育については、個々のお子様の状況や加配看護師等による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と保育所等で協議の上、決定します。

⑵　一日の流れ

①　登園

受入れを担当する職員は、前日から登園までの家庭での様子や健康状態等について、連絡帳等を活用しながら保護者に確認します。日々の医療的ケアに必要な機器や物品についても保護者から預かります。また、確認した内容について、お子様に関わる全職員と共有します。

②　日中の保育

お子様の健康状態を考慮しながら、一日の保育の流れに沿って、加配看護師等、保育士などそれぞれの職員が担当する役割を確認し、職員間で連携を図りながら保育します。また、安全を確保した上で、お子様が可能な限り他のこどもと積極的に関わりを持ちながら過ごすことができるよう配慮します。

医療的ケアの実施に当たっては、必要に応じて専用スペースなどで実施する等、プライバシーに配慮した上で行います。

③　降園

お迎え時には、連絡帳等を用いてお子様の日中の様子や医療的ケアの実施状況等を伝えるとともに、登園時に預かった機器や物品を返却します。

降園時に担任保育士や加配看護師等が立ち会えない場合も想定されるため、職員間で情報共有を行い、適切に対応します。

⑶　行事・園外活動等の対応

個々のお子様に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医にも確認をします。安全な保育のため、保護者の同伴を求める場合は、その必要性などを十分に検討し、保護者の理解と協力を得るようにします。

また、体調や当日の天候等により、安全な保育や適切な医療的ケアが実施できないと保育所等が判断した場合は、参加を見合わせる場合があることについて、事前に保護者に相談の上、同意を得るようにします。

2　医療的ケアの実施体制について

⑴　職員の連携

施設長が中心となって、保育士、加配看護師等、その他保育に関わる全ての職員が密に連携を取り組織的に対応します。お子様の状況、発達・生活上の配慮、保護者の情報の把握などについて、施設全体で共有し、集団保育の中でお子様の安全を確保できるよう体制を整えていきます。

⑵　対応内容の共有

加配看護師等は、保育所等における集団生活の中でのお子様の状況や実施した医療的ケアについて記録を毎日作成し、保育士や施設長と共有します。

⑶　環境の整備（職員のスキルアップ・資器材の配備）

お子様が安心して保育所等において生活できる環境等を整えるために、加配看護師等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めるとともに、パーテーションや吸引器などの必要な資器材を計画的に配備していきます。

3　安全管理

⑴　緊急事態等に備えた対応

保育所等は、主治医の指示内容、搬送する医療機関、主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された「緊急時対応マニュアル」を作成し、緊急体制を整備するとともに、施設職員に共有することで、緊急時にも迅速な対応ができるようにします。

⑵　災害等に備えた対応

保育所等は、災害発生時の対応について事前に十分な確認と調整を行います。

避難訓練では、職員間でお子様の状況等を考慮した避難時に必要な対応について確認します。

・　安全な避難場所やその経路を事前に把握し、移動手段はどうするのか他のこどもも含めた避難経路について、職員間で移動する場合の役割分担等を把握しておきます。
・　生活必需品や医療的ケアに関わる物品について、災害発生時に持ち出す物の準備をしておきます。
・　避難場所で実施する医療的ケアについて、避難場所内のどこで医療的ケアを実施するのかを避難場所となっている施設と事前に調整しておきます。

４　主治医との連携

保育所等は、実施した医療的ケアの内容やお子様の様子、ヒヤリハットの事例等、主治医への質問事項等を記載した「医療的ケア実施報告書」をおおむね６か月ごとに作成し、保護者に交付します。交付を受けた保護者は、報告内容について主治医の確認を得ることとします。

５　入所後の医療的ケア実施に係る手続きについて

⑴　入所後に医療的ケアの内容を変更又は追加する場合

保育所等へ入所後、お子様の健康状態の変化などにより医療的ケアの内容を変更又は追加する場合は、保育所等に報告の上、申込書、意見書及び指示書を保育所等へ提出してください。

ただし、第１章２の表中に記載の医療的ケアに変更又は追加する場合は、指示書を保育所等へ提出するのみで問題ありません。

⑵　入所後に医療的ケアが不要となった場合

入所時には必要としていた医療的ケアが在所中に不要となった場合には、保育所等に報告の上、今後医療的ケアの実施が不要である旨を記載した申込書及び指示書を保育所等へ提出してください。

⑶　入所後に医療的ケアが必要となった場合

入所時には医療的ケアを必要としていなかったお子様が在所中に医療的ケアが必要となった場合には、保育所等に相談してください。保育所等は幼保企画課に報告の上、保護者等と連携しながら主治医との面談等、本ガイドラインに沿って医療的ケア児の受入れに必要な手続きを進めます。

なお、医療的ケアの実施が決定され、加配看護師等の配置が完了するまでは、原則、自宅待機となります。

６　保護者に留意していただく事項

保育所等で医療的ケアを安全に実施するためには、保護者の理解と協力が不可欠ですので、以下の事項に留意していただきますようお願いします。

- 医療的ケアの実施を申し込まれた保護者は、市長が必要に応じて実施する医療的ケアに係る面談を受けてください。
- 医療的ケアの実施に必要な医療機器の準備、点検及び整備を行ってください。
- 登園時、お子様の健康状態について、保育士又は加配看護師等に伝達してください。なお、いつもより体調が優れない場合は、登園を控えてください。
- 指示書に記載の種類及び回数の医療的ケアのみ実施します。記載のないものや指示された回数を超えるものについては実施できませんのでご了承ください。
- 定期的に主治医の診察を受け、「主治医受診結果連絡票」をおおむね６か月ごとに保育所等へ提出してください。
- 施設長、保育士又は加配看護師等が主治医との面談を求めた場合には、遅滞なく主治医に対してその旨を伝えてください。

「広島市保育所等における医療的ケア児の受入れ等に係るガイドライン」

作成：広島市こども未来局幼保企画課・幼保給付課
電　話　082-504-2262
ＦＡＸ　082-504-2255